

## 神戸市外部評価委員会に関する規則

平成 16 年 4 月 16 日

規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸市行政評価条例(平成 16 年 3 月条例第 59 号)第 5 条第 9 項の規定に基づき、施策外部評価委員会、事務事業外部評価委員会及び建設事業外部評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 委員会は、委員の総数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取に関する協力の要請)

第 4 条 委員会は、必要があると認められるときは、関係者の出席及び意見の聴取に関し協力を要請することができる。

(庶務)

第 5 条 施策外部評価委員会の庶務は企画調整局において、事務事業外部評価委員会の庶務は行財政局において、建設事業外部評価委員会の庶務は建設局において処理する。

(施行細目の委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 19 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日規則第 49 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。